

6 川 監 公 第 6 号

令和 6 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正

定期（財務）監査・行政監査の結果

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象

建設緑政局、区役所及び上下水道局

3 監査の範囲

令和４年度及び令和５年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行

4 監査の期間

令和５年１２月１日から令和６年３月１日まで

5 監査の方法

対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点

（１）財務監査

ア 予算執行事務

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

イ 収入事務

調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。

ウ 支出事務

違法、不当その他不適正な支出はないか。

エ 契約事務

契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

オ 財産管理事務

財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。

カ 経営に係る事業管理

経営に係る事業の管理は適正に行われているか。

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。

イ 情報管理に関する事務

情報資産の管理等は適正に行われているか。

ウ その他

その他の事務の執行は適正に行われているか。

7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

関係法令等に基づき、事務を適正に行うとともに、再発防止に努められたい。

(1) 定期（財務）監査

ア 行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号）第8条によると、光熱水費等を使用者に負担させる場合は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）に基

づき徴収するものとする」とされている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、過年度の算定基準に基づき算定したため、過小に請求していた事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

(川崎区役所大師支所区民センター)

イ 固定資産の使用料の算定を適正に行うべきもの

川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱（昭和49年2月28日付け49川水総管第44号）第4条第1項によると、土地（配水池、水処理センター等の施設の上部利用地（以下「上部利用地」という。）を含む。）の使用料は、当該使用部分に係る基準となる年度の固定資産税路線価（以下「路線価」という。）に一定の割合を除し、1000分の2.5を乗じて得た額に、当該土地の使用面積を乗じて得た額を基準額とし、第2条の規定により計算を行った額とする」とされている。また、第4条第2項によると、前項の土地が管路用地又は上部利用地である場合は、路線価に第1号から第5号に掲げる土地の状況に応じ当該各号に定める割合を乗じるものとする」とされている。

固定資産の使用料についてみたところ、次の事例があった。

要綱に基づき、使用料の算定を適正に行われたい。

(ア) 誤った路線価を用いて算定していた事例

(上下水道局長沢浄水場生田浄水場)

(イ) 管路用地について、要綱で定める割合を乗じて算定していなかった事例

(上下水道局第1配水工事事務所第2配水工事事務所、長沢浄水場生田浄水場)

ウ 戻入手続を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則（昭和 39 年川崎市規則第 31 号）第 50 条第 1 項によると、歳入徴収者は、調定をしたときは、すみやかに納税通知書又は納入通知書を作成し、納人に送付しなければならないとされている。また、第 60 条によると、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、この規則中収入に関する規定を準用するとされている。

生活保護扶助費の戻入手続についてみたところ、戻入納付書を納人に送付しておらず、返納させていなかった事例があった。

規則に基づき、戻入手続を適正に行われたい。

（幸区役所地域みまもり支援センター保護第 1 課）

エ 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市道路占用料徴収条例（昭和 30 年川崎市条例第 7 号）第 3 条第 2 項によると、占用料は、占用の許可の日から起算して 30 日以内に一括して徴収するものとするとしている。

また、川崎市財産規則（昭和 39 年川崎市規則第 33 号）第 25 条第 1 項によると、行政財産の使用許可に係る使用料について、使用許可の期間が 1 年を超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から起算して 30 日以内にその会計年度の全額を納付させなければならないとされている。

次の債権についてみたところ、徴収手続が遅れたことにより、条例等に定める期限内に納付させていなかった事例があった。

条例等に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

（ア）道路占用料

（中原区役所道路公園センター）

（イ）行政財産の使用許可に係る使用料

（建設緑政局道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課）

オ 公園内行為許可に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市都市公園条例（昭和 32 年川崎市条例第 6 号）第 3 条によると、都市公園において、各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされている。また、川崎市都市公園条例施行規則（昭和 32 年川崎市規則第 6 号）第 3 条第 2 項によると、使用料は許可の際徴収することとされている。

公園内行為許可に係る手続についてみたところ、次の事例があった。

条例等に基づき、公園内行為許可に係る手続を適正に行われたい。

（ア）許可の際徴収しておらず、使用後に納付させていた事例

（イ）許可の際徴収しておらず、未納となっていた事例

（中原区役所道路公園センター）

カ 督促手続を適正に行うべきもの

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 73 条第 1 項によると、占用料を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならないとされている。

また、川崎市債権管理条例（平成 25 年川崎市条例第 42 号）第 5 条によると、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、督促状により期限を指定して督促しなければならないとされている。

次の債権についてみたところ、督促状を発していなかった事例があった。

法律等に基づき、督促手続を適正に行われたい。

（ア）道路占用料

（麻生区役所道路公園センター）

（イ）河港使用料

（建設緑政局道路河川整備部河川課）

(ウ) 公園使用料

(中原区役所道路公園センター)

(エ) 公園占用料

(高津区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(オ) 水路敷占用料

(麻生区役所道路公園センター)

キ 延滞料の徴収手続を適正に行うべきもの

市有財産一時貸付契約書によると、納入期限までに貸付料を支払わないときは、当該納入期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に年14.5%の割合で計算した金額を延滞料として、貸付人の発行する納付書により、貸付人に支払わなければならないとされている。

市有財産の貸付料についてみたところ、延滞料を徴収していなかった事例があった。

契約書に基づき、延滞料の徴収手続を適正に行われたい。

(建設緑政局道路河川整備部道路整備課)

ク 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの

地方自治法第236条第1項によると、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅するとされている。

また、川崎市金銭会計規則第58条第1項によると、歳入徴収者は、歳入金に係る債権が消滅時効の完成により消滅したときは、欠損処分をしなければならないとされている。

次の滞納債権についてみたところ、不納欠損処分を行っていない

事例があった。

法律等に基づき、不納欠損処分の手続を適正に行われたい。

(ア) 公園使用料

(中原区役所道路公園センター、高津区役所道路公園センター)

(イ) 行政財産使用料に係る延滞金

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、中原区役所道路公園センター)

ケ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年川崎市規則第 10 号）第 23 条第 1 項によると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、決裁を受けなければならないとされている。

支出事務についてみたところ、予算執行伺の手続を行わないまま土地を賃貸借し、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

規則に基づき、予算執行伺の手続を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

コ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則（昭和 47 年川崎市規則第 19 号）第 3 条及び川崎市事務決裁規程（昭和 41 年川崎市訓令第 8 号）第 5 条第 1 項によると、物品の調達で定められた金額を超えるものについては原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。

物品購入に係る契約手続についてみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(ア) 一括して発注すべき物品について分割して起案し、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、多摩区役所区民サービス部保険年金課)

(イ) 定められた金額を超える物品の調達について、財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼せずに契約していた事例

(川崎区役所区民サービス部保険年金課)

サ 前渡金に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市金銭会計規則第95条第1項によると、資金前渡による前渡金の支出を受けた前渡金管理者は、毎月必要となる前渡金にあつては翌月7日までに、その他のものにあつてはその用件終了後7日以内に前渡金精算書を作成し、領収書その他の証拠書類とともに速やかに会計管理者等に提出しなければならないとされている。

前渡金の事務についてみたところ、次の事例があった。

規則に基づき、前渡金の事務を適正に行われたい。

(ア) 令和4年度に前渡金を受領していたものの、債権者へ支払いが行われていなかった事例

(イ) 令和4年度の前渡金について、精算書が作成されていなかった事例

(川崎区役所大師支所区民センター)

シ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号によると、委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、同号に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていることとされている。

産業廃棄物の運搬、処分等に係る委託契約についてみたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面も添付されていたものの、請書によって事務処理を

行い、本来作成すべきであった契約書を作成していなかった事例があった。

法令に基づき、産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行われたい。

(多摩区役所まちづくり推進部総務課)

ス 再委託に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市委託契約約款によると、受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならないとされており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならないとされている。

委託業務についてみたところ、次の事例があった。再委託に係る契約違反は、事故発生リスクの増大を招くことから、その重大性を認識し、再委託を行う場合は、必要事項を記載した書面をあらかじめ提出させ、その妥当性について十分に確認することが求められる。

約款に基づき、再委託に係る事務を適正に行われたい。

(ア) 受注者が市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例

(麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(イ) 再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例

(幸区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター)

セ 再契約に係る事務を適正に行うべきもの

「上下水道お客さまセンター用通信装置等賃貸借一式」仕様書によると、受注者は、作業を他の事業者へ再契約する場合は、再契約等承認申請書を発注者に提出することとされている。

当該賃貸借契約についてみたところ、受注者に再契約等承認申請書を

提出させていなかった。

仕様書に基づき、再契約に係る事務を適正に行われたい。

(上下水道局総務部情報管理課)

ソ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 補助金の支給手続を適正に行うべきもの

要綱に定められた概算払での交付がされておらず、補助金交付指令書による交付決定の通知もされていなかった事例

(上下水道局総務部労務課)

(イ) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 補助金に係る交付決定通知書により金額は確認できるものの、請求書の請求金額に記載漏れがあった事例

(多摩区役所危機管理担当)

b 請求書の請求日等が筆跡の消せるもので記載されていた事例

(川崎区役所危機管理担当、区民サービス部保険年金課、幸区役所危機管理担当、地域みまもり支援センター高齢・障害課、多摩区役所危機管理担当)

(ウ) 再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの

a 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、約款に定められた記載事項の一部に不備があった事例

(建設緑政局道路河川整備部施設維持課、川崎区役所道路公園センター、高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

b 再委託に係る申請が書面により行われていたものの、川崎市上下水道局委託契約約款に基づく書面での承諾を行っていなかった事例

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(エ) 賃貸借契約に係る事務を適正に行うべきもの

- a 再契約に係る申請が書面により行われていたものの、仕様書に基づく書面での承諾を行っていなかった事例
- b 受注者に誓約書を提出させていなかった事例

(上下水道局総務部情報管理課)

(オ) 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例

(川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、大師支所区民センター)

(カ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の用途廃止の手続を行っていなかった事例

(上下水道局第1配水工事事務所第3配水工事事務所、下水道部入江崎水処理センター)

(キ) 備品の管理を適正に行うべきもの

- a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、多摩区役所道路公園センター)

- b 不用の決定及び処分を行わずに廃棄していた事例

(川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター地域支援課、中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、道路公園センター、高津区役所危機管理担当、地域みまもり支援センター、同地域支援課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、区民サービス部

区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同高齢・障害課、道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

c 所在が不明となっていた事例

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、同霊園事務所、宮前区役所地域みまもり支援センター、同地域ケア推進課、麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

d 備品整理簿に登載すべき物品に登載していなかった事例

(川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課、高津区役所区民サービス部保険年金課、地域みまもり支援センター高齢・障害課)

e 廃棄済み等の備品が備品受払簿に登載されたままとなっていた事例

(上下水道局サービス推進部南部サービスセンター、同中部サービスセンター、第1配水工事事務所第2配水工事事務所、水管理センター水運用センター、下水道部西部下水道管理事務所)

(ク) 消耗品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていないことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課、同生田緑地整備事務所、川崎区役所地域みまもり支援センター地域支援課、同衛生課、大師地区健康福祉ステーション、中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター地域支援課、高津区役所危機管理担当、まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター高齢・障害課、同保護課、宮前区役所危機管理担当、まちづくり推進部総務課、地域みまもり支援センター地域支援課、同児童家庭課、同衛生課、多摩区役所

危機管理担当、区民サービス部区民課、地域みまもり支援センター児童家庭課、同衛生課、麻生区役所危機管理担当)

(ケ) 材料品の管理を適正に行うべきもの

物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、材料品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例

(建設緑政局緑政部みどりの保全整備課、川崎区役所道路公園センター、中原区役所道路公園センター、宮前区役所道路公園センター、多摩区役所道路公園センター、麻生区役所道路公園センター)

(コ) 現金の管理を適正に行うべきもの

金庫に帰属不明の現金が残置されていた事例

(幸区役所地域みまもり支援センター衛生課)

(サ) 金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの

金銭取扱印の所在が不明となっていた事例

(宮前区役所区民サービス部保険年金課)

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務

監査対象局全ての部署において職員が役務の提供を行っている別表第1に掲げる各種団体を監査対象とし、各種団体から交付される指示書、現金出納簿等の帳簿及び領収書等について、書類審査を中心に監査を行った限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、財務関係法令等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分ではないことから、事故の発生につながるリスクが高い。

市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属

する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した別表第2に掲げる部署を対象とし、文書等の管理状況について現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

その結果、委託業務又は指定管理業務（以下「委託業務等」という。）の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていなかったこと等の事例が見つかった。

このうち、受渡票等の書類については、情報セキュリティ対策に関して必要となる書類であるものの、その様式が十分に周知されておらず、また、その実務上の運用方法が明確にされていなかった。

委託先又は指定管理者（以下「委託先等」という。）が委託業務等に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先等において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先等に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。

以上のことから、委託業務等の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類を委託先等から確実に徴取するとともに、その実務上の運用方法を明確にすることが求められる。また、委託業務等の適正な管理を徹底することにより、委託先等からの個人情報等の流出等の防止を図られたい。

（ア）契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成１４年９月２日付け１４川総シ企第１２３号。以下「セキュリティ基準」という。）第２章９（１）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第２章１０（１）ウによると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていなかった事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

（建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、道路河川管理部路政課、道路河川整備部南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、上下水道局経営戦略・危機管理室）

（イ）個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第２章９（１）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書

面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ基準第２章１０（１）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の許諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称等、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならないとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、事前に市の書面による許諾がなされていなかった事例があった。

市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の遵守の確認が十分になされないまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報の適正な管理体制を確保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われたい。

（建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課、上下水道局総務部情報管理課、同財務課、サービス推進部営業課）

（ウ）機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第２章９（１）オによると、委託する業務で機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業者から機密保持等に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出させるとされ、セキュリティ基準第２章１０（１）イによると、機密性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業者から誓約書を

提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等についてみたところ、誓約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させるために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行われない。

(建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、川崎区役所地域みまもり支援センター衛生課、道路公園センター、幸区役所まちづくり推進部生涯学習支援課、地域みまもり支援センター衛生課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、高津区役所まちづくり推進部地域振興課、地域みまもり支援センター地域ケア推進課、宮前区役所地域みまもり支援センター衛生課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、地域みまもり支援センター高齢・障害課、麻生区役所危機管理担当、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、サービス推進部サービス推進課)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとされている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務についてみた

ところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与したかが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、緑化フェア推進室、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、同北部都市基盤整備事務所、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、上下水道局サービス推進部サービス推進課)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

令和5年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみたところ自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(幸区役所地域みまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、多摩区役所地域みまもり支援センター保護第1課、同保護第2課、上下水道

局総務部庶務課、同労務課、サービス推進部営業課、水道部水道管路課)

(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続等の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際には不十分であった点検項目を、点検表上「○」(対策済み)、「—」(非該当の対策)又は空欄とすると、組織として改善すべき点を把握することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(建設緑政局緑政部みどりの管理課、同みどりの事業調整課、同みどり・多摩川協働推進課、同霊園事務所、緑化フェア推進室、道路河川管理部路政課、道路河川整備部河川課、同南部都市基盤整備事務所、川崎区役所道路公園センター、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、高津区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課、多摩区役所まちづくり推進部企画課、麻生区役所危機管理担当、まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、地域みまもり支援センター児童家庭課、上下水道局経営戦略・危機管理室、総務部情報管理課、同財務課、サービス推進部サービス推進課、同営業課)

別表第1 各種団体一覧（各種団体の会計業務に関する事務）

No	所管局	部署名	各種団体名
1	建設緑政局	企画課	川崎市道路利用者会議
2		みどり・多摩川協働推進課	川崎市みどりの事業所推進協議会
3		緑化フェア推進室	川崎市市制 100 周年記念事業・ 全国都市緑化かわさきフェア実行 委員会
4		河川課	二ヶ領本川等治水対策協議会
5	川崎区役所	危機管理担当	川崎区中央地区交通安全対策協議会
6			川崎区中央地区交通安全母の会
7			川崎区中央地区交通安全対策 協議会交通部長会
8			川崎区自主防災組織連絡協議会
9		地域振興課	川崎区連合町内会
10			川崎区青少年指導員連絡協議会
11			中央地区青少年指導員会
12			川崎区市民活動コーナー利用者会議
13			川崎市美化運動実施川崎支部
14			川崎市美化運動実施川崎支部中央地区
15			中央地区連合町内会
16			川崎区スポーツ活動振興会連合会
17			川崎区スポーツ推進委員会
18			川崎地区スポーツ推進委員会

19	川崎区役所	地域ケア推進課	社会を明るくする運動川崎区中央 推進委員会
20			川崎市遺族会川崎区会
21			日本赤十字社川崎区地区
22		大師支所区民センター	大師地区町内会連合会
23			川崎区大師地区交通安全対策協議会
24			川崎区大師地区交通安全母の会
25			大師地区スポーツ活動振興会
26			大師地区スポーツ推進委員会
27			川崎市美化運動実施川崎支部大師地区
28			大師地区青少年指導員会
29		大師地区健康福祉 ステーション	大師地区子ども育成支援団体協議会
30		大師地区健康福祉 ステーション保護課	日本赤十字社川崎区地区大師分区
31			社会を明るくする運動川崎区大師 推進委員会
32		田島支所区民センター	川崎区田島地区交通安全対策協議会
33			川崎区田島地区交通安全母の会
34			川崎区田島地区青少年指導委員会
35			川崎区田島地区スポーツ活動振興会
36			川崎区田島地区スポーツ推進委員会
37			川崎市美化運動実施川崎支部田島地区
38			田島支所管内三地区町内会連合会

39	川崎区役所	田島地区健康福祉 ステーション保護課	社会を明るくする運動川崎区田島 地区推進委員会
40			社会を明るくする運動田島中央・ 臨港地区推進委員会
41			日本赤十字社川崎区地区田島分区
42		道路公園センター	川崎駅東口放置自転車対策実行委員会
43	幸区役所	危機管理担当	幸区交通安全対策協議会
44			幸区交通安全母の会
45			幸区町内会交通安全部長連絡会
46			幸区自主防災連絡協議会
47		総務課	幸区民祭実行委員会
48			幸区制50周年記念式典実行委員会
49		企画課	さいわいにぎわいプロジェクト 実行委員会
50		地域振興課	幸区夢こんさあと実行委員会
51			幸観光協会
52			幸区町内会連合会
53			御幸地区町内会連合会
54			南河原地区町内会連合会
55			川崎市美化運動実施幸支部
56			幸区スポーツ活動連合振興会
57			御幸地区スポーツ活動振興会
58			幸区スポーツ推進委員協議会
59			幸区リレーカーニバル実行委員会

60	幸区役所	地域振興課	幸区青少年指導員連絡協議会
61		日吉出張所	日吉地区町内会連絡協議会
62			日吉地区青少年指導員会
63			日吉地区スポーツ活動振興会
64			日吉地区スポーツ推進委員会
65		地域ケア推進課	幸区保護司会
66			「社会を明るくする運動」幸区 推進委員会
67			幸区遺族会
68			日本赤十字社幸区地区
69	中原区役所	危機管理担当	中原区交通安全対策協議会
70			中原区交通安全母の会
71			中原区安全・安心まちづくり地域 推進協議会
72			中原区自主防災組織連絡協議会
73		総務課	中原区民祭実行委員会
74		企画課	中原区における川崎市制 100 周年 記念イベント実行委員会
75		地域振興課	中原区町内会連絡協議会
76			中原区町内会婦人部連絡協議会
77			川崎市美化運動実施中原支部
78			中原区商店街連合会
79			中原区スポーツ推進委員会
80			中原区青少年指導員連絡協議会

81	中原区役所	地域振興課	中原区青少年吹奏楽コンサート 実行委員会	
82			大戸地区町内会自治会等連絡協議会	
83			丸子多摩川観光協会	
84			中原区諸団体新年賀詞交歓会	
85			中原スポーツまつり実行委員会	
86			中原区民交流センター利用者の会	
87			なかはらランニングフェスタ実行 委員会	
88			花クラブ実行委員会	
89			地域ケア推進課	日本赤十字社中原区地区
90				中原区遺族会
91	中原区保護司会			
92	社会を明るくする運動中原区推進 委員会			
93	中原区子育て支援推進実行委員会			
94	なかはら子ども未来フェスタ実行 委員会			
95	高津区役所	危機管理担当	高津区交通安全対策協議会	
96			高津区交通安全母の会	
97			高津区交通安全母の会高津分会	
98			高津区交通部長会	
99			高津区交通部長会高津支部	
100			高津地区安全推進 4 団体	

101	高津区役所	危機管理担当	高津区自主防災組織連絡協議会
102		地域振興課	高津区全町内会連合会
103			高津地区連合町内会
104			高津区賀詞交換会
105			高津区青少年指導員連絡協議会
106			高津地区青少年指導員会
107			高津区スポーツ推進委員会
108			高津地区スポーツ推進委員会
109			高津地区スポーツ活動振興会
110			高津地区一日一万歩歩こう会
111			川崎市美化運動実施高津支部
112			高津地区親子運動会実行委員会
113			大山街道周辺整備活性化事業
114			たちばな農のあるまちづくり推進会議
115			高津区まちづくり協議会
116			花コンサート運営委員会
117			子どもの音楽文化体験事業実行委員会
118			高津区民音楽祭運営委員会
119		橘出張所	橘地区連合自治会
120			橘ふるさと祭り実行委員会
121			橘地区親子運動会実行委員会
122			橘地区スポーツ推進委員会
123			橘地区スポーツ活動振興会
124			橘地区青少年指導員会

125	高津区役所	橘出張所	橘地区社会を明るくする運動推進委員会
126			高津区交通安全母の会橘分会
127			高津区交通部長会橘支部
128			橘地区交通4団体（母の会、部長会、安協、安管）
129			橘地区自主防災事務局
130		地域ケア推進課	高津区遺族会
131			「社会を明るくする運動」高津区推進委員会
132			「社会を明るくする運動」高津地区推進委員会
133			日本赤十字社高津区地区
134			たかつ区健康福祉まつり実行委員会
135			高津区保護司会
136		道路公園センター	「区民ミニ・ガーデン」連絡会
137	宮前区役所	危機管理担当	宮前区自主防災組織連絡協議会
138			宮前区交通安全対策協議会
139			宮前区交通安全母の会
140			宮前区交通安全母の会宮前分会
141			宮前防犯連絡協議会
142		総務課	宮前地区会館運営委員会
143			宮前区区制40周年記念式典等実行委員会

144	宮前区役所	総務課・児童家庭課・衛生課	宮前区民祭実行委員会
145		地域振興課	宮前区全町内・自治会連合会
146			宮前地区連合町内会
147			宮前区まちづくり協議会
148			宮前区まちづくり協議会 (花と緑のあふれる住みよいまち づくり事業)
149			宮前区まちづくり協議会 (地域魅力発信)
150			宮前区青少年指導員連絡協議会
151			宮前地区青少年指導員会
152			宮前区スポーツ推進委員会
153			宮前地区スポーツ推進委員会
154			川崎市美化運動実施宮前支部
155			宮前区観光協会
156			響け！みやまえ太鼓ミーティング 実行委員会
157			宮前区歴史文化調査委員会
158			みやまえスポーツふえすていばる 実施委員会
159			みやまえスポーツふえすていばる 宮前地区実施委員会
160			みやまえご近助ピクニック実行委員会
161			土橋園芸クラブ

162	宮前区役所	生涯学習支援課	夏休み子どもあそびランド企画運営委員会
163		向丘出張所	向丘地区連合自治会
164			向丘地区スポーツ推進委員会
165			向丘地区青少年指導員会
166			宮前区交通安全母の会向丘分会
167			向丘防犯連絡協議会
168			社会を明るくする運動向丘地区推進委員会
169			みやまえスポーツふえすていばる向丘地区実施委員会
170		地域ケア推進課	宮前区保護司会
171			「社会を明るくする運動」宮前区推進委員会
172			「社会を明るくする運動」宮前地区推進委員会
173			宮前区遺族会
174			日本赤十字社宮前区地区
175	多摩区役所	危機管理担当	多摩区自主防災組織連絡協議会
176			多摩区交通安全対策協議会
177			多摩区交通安全母の会
178		総務課	多摩区新年のつどい準備会
179		企画課	多摩区制50周年記念事業実行委員会
180		地域振興課	多摩区町会連合会

181	多摩区役所	地域振興課	稲田町会連合会
182			多摩区青少年指導員連絡協議会
183			稲田地区青少年指導員会
184			多摩区スポーツ推進委員会
185			稲田地区スポーツ推進委員会
186			稲田地区青少年スポーツ活動振興会
187			多摩区民祭実行委員会
188			川崎市美化運動実施多摩支部
189			多摩区観光協会
190			多摩区民活動交流センター運営委員会
191			多摩区スポーツフェスタ実行委員会
192		生田出張所	生田地区町会連合会
193			生田地区青少年指導員会
194			社会を明るくする運動生田地区 推進委員会
195			生田地区スポーツ活動振興会
196			生田地区スポーツ推進委員会
197		地域ケア推進課	「社会を明るくする運動」多摩区 推進委員会
198			日本赤十字社多摩区地区
199	麻生区役所	危機管理担当	麻生区交通安全対策協議会
200			麻生区交通安全母の会
201			麻生区自主防災組織連絡協議会
202			麻生区安全・安心まちづくり協議会

203	麻生区役所	総務課	麻生区区制40周年記念事業実行委員会
204		地域振興課	麻生区町会連合会
205			川崎市美化運動実施麻生支部
206			麻生区スポーツ推進委員会
207			麻生区青少年スポーツ活動振興会
208			麻生区青少年指導員会
209			あさおスポーツフェスティバル 実行委員会
210			あさお区民祭実行委員会
211		地域ケア推進課	社会を明るくする運動麻生区推進 委員会
212			日本赤十字社麻生区地区

別表第2 現地調査対象部署一覧（情報管理に関する事務）

No	局名	部署名
1	建設緑政局	企画課
2		みどり・多摩川協働推進課
3		みどりの保全整備課
4		霊園事務所
5		緑化フェア推進室
6		管理課
7		用地調整課
8		道路整備課
9		河川課
10		公共用地課
11		南部都市基盤整備事務所
12		自転車利活用推進室
13	川崎区役所	危機管理担当
14		総務課
15		地域振興課
16		区民課
17		保険年金課
18		川崎行政サービスコーナー
19		地域ケア推進課
20		衛生課
21		大師支所区民センター
22		大師地区健康福祉ステーション

23	川崎区役所	大師地区健康福祉ステーション保護課
24		田島支所区民センター
25		田島地区健康福祉ステーション保護課
26		道路公園センター
27	幸区役所	危機管理担当
28		総務課
29		企画課
30		地域振興課
31		保険年金課
32		地域ケア推進課
33		児童家庭課
34		高齢・障害課
35		日吉出張所
36		道路公園センター
37	中原区役所	危機管理担当
38		総務課
39		企画課
40		地域振興課
41		小杉行政サービスコーナー
42		保険年金課
43		地域ケア推進課
44		高齢・障害課
45		衛生課
46		道路公園センター

47	高津区役所	危機管理担当
48		総務課
49		地域振興課
50		区民課
51		保険年金課
52		橘出張所
53		溝口行政サービスコーナー
54		地域ケア推進課
55		地域支援課
56		衛生課
57		道路公園センター
58	宮前区役所	危機管理担当
59		総務課
60		地域振興課
61		生涯学習支援課
62		向丘出張所
63		鷺沼行政サービスコーナー
64		保険年金課
65		地域ケア推進課
66		高齢・障害課
67		衛生課
68		道路公園センター
69	多摩区役所	危機管理担当
70		総務課

71	多摩区役所	企画課
72		地域振興課
73		生涯学習支援課
74		区民課
75		登戸行政サービスコーナー
76		菅行政サービスコーナー
77		生田出張所
78		地域ケア推進課
79		衛生課
80		道路公園センター
81	麻生区役所	危機管理担当
82		総務課
83		地域振興課
84		区民課
85		保険年金課
86		地域ケア推進課
87		高齢・障害課
88		保護課
89		道路公園センター
90	上下水道局	庶務課
91		財務課
92		管財課
93		営業課
94		南部サービスセンター

95	上下水道局	工業用水課
96		第1配水工事事務所水道整備課
97		水管理センター水道水質課
98		下水道水質課
99		等々力水処理センター
100		西部下水道管理事務所